

＜説明事項＞

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に所用の開示実施手数料を納付して、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」といいます。）〇〇部〇〇課あてに申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「4 担当課等」に記載した担当まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例：いずれも片面印刷の場合)

150頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額 200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき20円 → 基本額 3000円 → 手数料は2700円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合(残りの40頁は開示を受けない)：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、現金書留郵便による納付のほか、情報公開窓口直接来所の上、現金によることもできます。また、開示実施手数料を研究所が指定した銀行口座に振り込むこともできますが、この場合、提出される「法人文書の開示の実施方法等申出書」に手数料を振り込んだことを証明する書類をはってください。（振込明細の写しでも可）

銀行名：みずほ銀行 茨木支店（店番468）

預金種別：普通 口座番号：1012686

口座名義：医薬基盤・健康・栄養研究所 開発振興勘定口 理事長 中村 祐輔

イナキバン・ケンコウ・エイヨクケンキョウシヨ カイハツシンコウカンジヨウガチ リジチヨウ ナカムラウスケ

3 不開示部分に係る不服申立て等

今回の決定に不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に対して異議申立てをすることができます。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

※ 御不明な点等がございましたら、〇〇部〇〇課TEL〇〇-〇〇-〇〇〇〇にお尋ね下さい。